

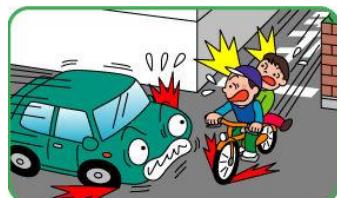
<交通安全テスト>

平成27年9月号

(中学・高校生用)

正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- ① 自転車運転中に、危険行為にあたる違反行為（信号無視等）をして、警察官に交通切符を交付されたり、交通事故を起こしたりして、警察官にくり返し検挙された場合は自転車運転者講習の受講を命ぜられる。



- ② 未成年であっても自転車運転者講習の受講命令の対象となるが、義務教育の中学生は除かれる。



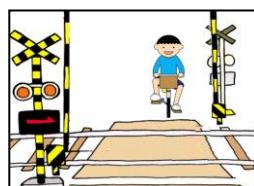
- ③ 自転車で路側帯を走る時は、右側の路側帯を走ってはいけない。



- ④ スピードを出さずに慎重に運転すれば、ブレーキを備えていない自転車に乗ってもよい。



- ⑤ 踏切では一時停止をし、安全を確かめ、自転車を押して渡る。



<交通安全テスト>

平成27年9月号

解答・解説 (中学・高校生用)

- ① 自転車運転中に、危険行為にあたる違反行為（信号無視等）をして、警察官に交通切符を交付されたり、交通事故を起こしたりして、警察官にくり返し検挙された場合は自転車運転者講習の受講を命ぜられる。【○】

- A : ● 道路交通法第108条の3の4（自転車運転者講習の受講命令（抜粋））

公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であって道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるものを反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間に行われる第108条の2第1項第14号に掲げる講習を受けるべき旨を命ずることができる。

※罰則 5万円以下の罰金（受講しなかった場合）

～政令で定めるもの～

- 道路交通法施行令第41条の3（危険行為）

法第108条の3の4の政令で定める行為は、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

- 1 法第7条（信号機の信号等に従う義務）の規定に違反する行為
- 2 法第8条（通行の禁止等）第1項の規定に違反する行為
- 3 法第9条（歩行者用道路を通行する車両の義務）の規定に違反する行為
- 4 法第17条（通行区分）第1項、第4項又は第6項の規定に違反する行為
- 5 法第17条の2（軽車両の路側帯通行）第2項の規定に違反する行為
- 6 法第33条（踏切の通過）第2項の規定に違反する行為
- 7 法第36条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 8 法第37条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 9 法第37条の2（環状交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 10 法第43条（指定場所における一時不停止）の規定に違反する行為
- 11 法第63条の4（普通自転車の歩道通行）第2項の規定に違反

する行為

12 法第63条の9（自転車の制動装置等）第1項の規定に違反する行為

13 法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反する行為（法第117条の2第1号に規定する酒に酔った状態するものに限る。）

14 法第70条（安全運転の義務）の規定に違反する行為

<指導のポイント>



前図に示されている14の違反行為は、自転車運転者講習制度の危険行為として定められています。

② 未成年であっても自転車運転者講習の受講命令の対象となるが、義務教育の中学生は除かれる。【×】

A : ● 自転車運転者講習の受講命令の対象となるのは14歳以上の者である。

● 14歳以上であれば、中学生も対象となる。

③ 自転車で路側帯を走る時は、右側の路側帯を走ってはいけない。

【○】

A : ● 道路交通法17条第1項（通行区分（抜粋））

車両は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。

● 道路交通法第17条の2（軽車両の路側帯通行）

（平成25年12月1日施行）

軽車両は、前条第1項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯（歩行者用路側帯を除く）を通行することができる。

※ 道路交通法の改正により道路の左側部分に設けられている路側帯は自転車で通行出来るが、右側部分の路側帯は自転車で通行する事が出来ません。

道路の右側部分の路側帯を自転車で通行すれば通行区分違反になります。

※罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

<指導のポイント>

路側帯には3種類あります。



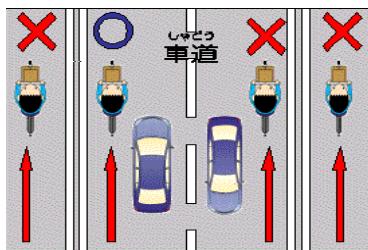
※ 路側帯（白い1本線）

左側の路側帯は通行できる。



※ 駐停車禁止路側帯（白い1本線と破線）

左側の路側帯は通行できる。



※ 歩行者用路側帯（白い線が2本）
通行できない。
自転車は車道の左端を走りましょう。

※ 路側帯を通行する場合は、歩行者を妨げないような速度と方法で通行しましょう。

- ④ スピードを出さずに慎重に運転すれば、ブレーキを備えていない自転車に乗ってもよい。【×】

A : ● 道路交通法第63条の9第1項（自転車の制動装置等）

自転車の運転者は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない。

※罰則 5万円以下の罰金

- 道路交通法第63条の10第2項（概要）

内閣府令で定める基準に適合したブレーキを備えない自転車が運転されている場合、警察官はその自転車を停止させて、ブレーキを検査したり、ブレーキの応急的な整備や運転継続の禁止を命令する事ができる。

命令に違反した場合は5万円以下の罰金が科せられます。

～内閣府令で定める基準～

- 道路交通法施行規則第9条の3（制動装置）

法第63条の9第1項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

1号 前車輪及び後車輪を制動すること。

2号 乾燥した平たんな舗装路面において、制動初速度が十キロメートル毎時のとき、制動装置の操作を開始した場所から三メートル以内の距離で円滑に自転車を停止させる性能を有すること。

<指導のポイント>

ブレーキを備えていない自転車（ピスト自転車等）やブレーキが壊れている自転車で道路を走行すれば違反になります。

自転車に乗る前は必ず点検し、ピスト自転車やブレーキが壊れている自転車等には乗ってはいけません。

⑤ 踏切では一時停止をし、安全を確かめ、自転車を押して渡る。

【○】

A : ● 道路交通法第33条（踏切通過（抜粋））

車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前で停止しきつ、安全であることを確認した後でなければ進行してはならない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意）

（6）踏切では、一時停止をし、安全を確かめなければなりません。

踏切では、自転車を押して渡るようにしましょう。

＜指導のポイント＞

踏切では渡る前に必ず、一時停止をして安全確認をし、自転車から降りて押して渡るようにしましょう。

また、踏切の警報器が鳴っているときや遮断機が降り始めてからは踏切に入ってはいけません。